

給与所得者の皆さんへ

2月15日以前でも所得税の還付申告ができます

2月16日から3月15日までが町道民税の申告と所得税の確定申告の期間となっていますが、給与所得者で所得税を納め過ぎになっている方は、2月15日以前でも確定申告をして税金の還付を受けることができます。申告書の提出先は最寄りの税務署または、1月16日以降であれば役場町民税務課の窓口にも提出することもできます。

例年、3月15日の申告期限が近づくと税務署や役場の相談窓口もたいへん込みがあります。自分で書いて早めに申告しましょう。

次のような場合に還付申告をすることができます。



年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収されますが、この税額は見積計算のため必ずしもその人が納めるべき年税額と一致しません。そのため、この過不足額を年末調整によって精算します。しかし、年の途中で退職をした場合（同じ年に再就職をした場合を除く）は年末調整を受けられないので、所得税が納め過ぎになることがあります。

【申告に必要なもの】

- ・印鑑
- ・給与所得の源泉徴収票（原本）
- ・預貯金通帳など口座番号がわかるもの
- ・昨年中に支払った国保税、介護保険料の領収書、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料掛金の払込証明書

医療費を支払ったとき <医療費控除>

ご自分や家族の病気やけがなどにより支払った1年間の医療費（1）から保険金などで補てんされる金額（2）を差し引いた金額が、10万円または所得金額の5%のいずれか少ない額を上回っているときに所得控除を受けることができます。

- 1) 医療費控除の対象となる医療費とは、診療代、医薬品代、病院までの交通費など。
- 2) 生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金など。

【申告に必要なもの】

- ・申告に必要なもの
 - ・支払った医療費の領収書
- 領収書は、受診者ごと・医療機関ごと・日付順に整理してホッチキス止めをしてください。

このほかにもマイホームを住宅ローンなどで取得したときの「住宅借入金等特別控除」、災害や盗難などで資産に損害を受けたときの「雑損控除」、特定の寄付をしたときの「寄付金控除」などがあります。

確定申告は、原則として自分で計算して自主的に申告する制度です。自分で計算し、申告書に記入することができれば申告相談窓口に出かけなくても郵送で申告することもできます。

給与支払者の皆さんご注意を！

平成18年1月から「源泉徴収税額表」が変わります。

平成18年分の所得税額から定率減税の額が、20%から10%相当額へ引き下げられることに伴い、平成18年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額表」が改正されます。

国税庁ホームページで確定申告書が作成できます!

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

詳しくは、富良野税務署 ☎ 22-2144 または 役場町民税務課(税務係) ☎ 52-2145 まで